

【福祉・社会保障政策】

1. 誰も排除されることなく、安心して暮らせる地域共生社会づくりを求める取り組み

住み慣れた地域で最後まで暮らしたいと願う人、その願いを支える家族や支援者（ケアラー）を孤立させることなく、支援する体制づくりを求める取り組み、および障害者差別解消法や障害者総合支援法の改正施行に対応して、適正な対応が取られるよう求める取り組み。

重点11 〈補強〉

[神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市]

地域住民の複雑化・複合化する支援ニーズに対応した相談・支援体制に取り組むこと。
また、多様化・複雑化する生活の困りごとに対応する相談については、既存の制度活用だけにとどまらず、連携を模索および強化して対応する「断らない相談支援体制の構築」を基本に、ヤングケアラーを含むすべての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を積極的に進めること。

一般

- 働きながら介護を行う労働者が、仕事と介護の両立をはかることができる諸制度を充実させること。
- ヤングケアラーの実態把握等および対応施策を拡充すること。
- 精神障がい者がおかれている経済的困窮を含む社会的差別を解消するための方策を講じること。
- 障がい者の自立した生活を可能とする支援の質を確保するため、障がい福祉サービスにかかわる労働者の人材の確保と労働条件の改善を進めること。
- 合理的配慮を適切に実行するため、障がい特性を理解する機会を確保するとともに、配慮事例を広く周知するなど、理解の促進に努めること。
- 「早期発見・早期治療」が必要とされる認知症の受診促進に向けた広報・啓発活動や相談窓口、理解をはかる広報・研修・講座などの体制を整備すること。
- 認知症サポーターの育成、認知症カフェの普及、認知症対応型共同生活介護の整備推進および、認知症の人を介護する家族からの相談に応じる体制を充実させるとともに、地域と一体となった徘徊対策を講じること。
- 介護予防・日常生活支援総合事業について、各自治体の財政状況によってサービス水準の格差が拡大しないよう必要な措置を行うこと。

2. 質の高い医療・介護を安心して受けられる社会づくりを求める取り組み

災害時医療を見据えた、平常時の医療人材の計画的確保による安定した地域医療体制の整備、また、医療・介護職場の処遇改善を進めることを求める取り組み。

重点 12 〈補強〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

安定した地域医療や介護体制の確保のため、医療・介護職場におけるワーク・ライフ・バランスを尊重し虐待・ハラスメントを生じさせない職場環境づくりを進めるとともに、賃金をはじめとした処遇改善を行い人材確保・離職防止に努めること。

重点 13 〈新規〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

県内の医療人材不足が顕著であることから、災害時をも見据えた地域医療体制が担い手の過度な負担なく維持されるよう計画的な人材育成・確保を進めること。

一般

- 潜在看護師の活用に向けた研修制度の充実などの措置を講ずること。
- 自立支援としてのロボット技術の活用および、遠隔診療システムなど用いた治療・リハビリを受けられるような体制づくりを検討すること。
- 介護労働者の処遇の向上、介護業界全体の人材確保のため、ハローワークや介護事業所など介護にかかわる多くの機関との連携を強化すること。
- 介護人材の処遇改善のため、介護職員処遇改善加算の算定に係る指導を強化すること。

3. すべての子どもが健やかに成長することができる社会づくりを求める取り組み

子どもを持ちたいと願う人がためらうことなく、安心して子育てができ、子どもたちの健やかな育ちを見守る地域社会づくりを求める取り組み。

重点 14 〈継続〉

〔神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市〕

放課後児童の居場所づくり事業については、希望するすべての児童に対応できるよう拡充するとともに、食事提供などさらなる放課後施策の充実をはかり、有資格支援員の増員と処遇改善を行うこと。

一般

- 子どもの育ちにかかる家庭の経済的負担を軽減させる諸制度を充実させるとともに、自治体間での格差を生じないように実施すること。

- 妊婦健診を窓口負担なく受診できるよう予算等を充実させ、助成・支援制度を統一的に構築すること。
- 県内における「子ども医療費」の助成制度を統一した基準で実施すること。
- 障がいのある子ども、医療的ケア児にかかる補助具や施設利用料等について、公的支援の拡充および育ちに配慮した柔軟な対応を検討すること。
- 児童虐待への早期対応を強化するため、児童相談所の機能の強化を進めること。
- 幼児教育・保育の「質の確保」のため、幼稚園教諭・保育士・放課後児童支援員等の人員確保に向けた抜本的な処遇改善を進めること。
- 医療機関併設型病児保育室（病児保育）の拡充と施設利用条件の緩和を進めること。
- 企業内保育所の設置をめざす企業への経済的な支援、企業主導型保育所の設置に係る各種手続きの簡素化やサポートおよび企業内託児所の設置・運営に対して支援策を講じること。